

第三者評価結果の公表事項（児童養護施設）

第三者評価機関名

NPO法人九州評価機構

評価調査者研修修了番号

06 - 014

06 - 085

12 - 004

施設名等

名称：	広安愛児園
種別：	児童養護施設
施設長氏名：	石嶺 昇
定員：	
所在地：	熊本県上益城郡益城町古閑73番地
TEL：	096 - 368 - 2015
【施設の概要】	
開設年月日	
経営法人・設置主体（法人名等）： 社会福祉法人キリスト教児童福祉会	
職員数 常勤職員：	37名
職員数 非常勤職員：	4名
専門職員の名称（ア）	基幹的職員
上記専門職員の人数：	1名
専門職員の名称（イ）	家庭支援専門相談員
上記専門職員の人数：	1名
専門職員の名称（ウ）	里親支援専門相談員
上記専門職員の人数：	1名
専門職員の名称（エ）	地域支援専門相談員
上記専門職員の人数：	1名
専門職員の名称（オ）	心理療法士
上記専門職員の人数：	1名
専門職員の名称（カ）	
上記専門職員の人数：	
施設設備の概要（ア）居室数：	35室
施設設備の概要（イ）設備等：	
施設設備の概要（ウ）：	
施設設備の概要（エ）：	

理念・基本方針

理念

「神の家族」というキリスト教精神に基づくホーム（小舎）制による異年齢・男女一緒の家庭養護を通して、「共に生きる」「役に立つ心豊かな人」を目指した自立支援を行う。

基本方針

- (1) 施設運営
 - 児童たちの福祉増進への積極的施策
 - 地域に開かれた施設運営
 - 社会的資源としての有為な人材の積極的活用
 - 応答としての感謝と奉仕の姿勢の涵養
 - 就業規則遵守の徹底的取り組み
 - 法人基本理念の啓発
- (2) 児童支援
 - 児童の基本的な人権の尊重
 - 養護と心のケアをとおしての心身の健全育成
 - 児童の社会的自立の援助
- (3) 職員育成
 - 専門性の向上
 - (ア) 基礎知識（児童憲章、児童権利宣言、園の歴史、就業規則、管理規定等）の習得
 - (イ) 専門知識・技術（社会福祉制度・関連分野に関する知識、児童福祉法、児童福祉施設最低基準、児童福祉援助技術等）の習得
 - (ウ) 職業倫理（人権の擁護、守秘義務等）の確立
 - 福祉サービスの向上
 - (ア) 福祉サービスの通常業務に精通し、日常の定型業務を自主的に遂行する。
 - (イ) チームワークを尊重し、組織的・効率的な業務遂行に努める。
 - (ウ) 報告・連絡・相談の励行並びに助言・支援を活発に行う。
 - (エ) 聖書に基づく「人間観・福祉観」を学習・理解し、実践する。

施設の特徴的な取組

自然環境に恵まれた「広安愛児園」は「神の家族」というキリスト教精神に基づくホーム制による、異年齢の子ども達が男女一緒の家庭的養護をとおして、「共に生きる」「役に立つ心豊かな人」を目指して家族として生活している。様々な経験を経て入所している子ども達に、職員はそれぞれの専門分野の立場からだけでなく、家族として生活全般を見守り、支援を行っている。将来的な生活自立に向けた医療機関・教育機関・関係機関との連携体制は、設立以来の経験からしっかりと根付き構築されている。特に学習面では小学校低学年から公文学習を取り入れ、希望により塾や学習ボランティアを活用しており、資格取得や進学では経済的な面も含めた支援が行われている。

第三者評価の受審状況

評価実施期間（ア）契約日（開始日）	2016年11月1日
評価実施期間（イ）評価結果確定日	2017年3月8日
受審回数	1 回
前回の受審時期	平成 25 年度

総評

特に評価が高い点

- ・ **事業計画書及び報告書が細部にわたり記載されPDCAサイクルが確立されています。**
事業計画書は1 基本理念 2 基本方針 3 重点目標 4 児童・職員 5 自立支援計画 6 家庭支援・アフターケア計画 7 心理支援計画 8 安全管理体制 9 給食・保健衛生管理体制 10 職員連携体制 11 関係機関との連携 12 施設情報開示について 13 地域小規模児童養護施設について、職員等の参画や意見の集約を行い策定されています。事業報告書も評価の結果にもとづいて詳細にされており次年度の事業計画書に反映しており職員にも会議等で周知されています。単年度の事業計画書・報告書として細部にわたり明記されており単年度の計画にとどまらず、中・長期計画を補う高い取り組みであると思われます。
- ・ **災害時も避難所として機能し施設が有する機能を地域に還元しています。**
紅葉祭りを開催して地域住民との交流を意図した取り組みを行っています。前述しているように、施設内の体育館、グラウンドを地域の活動に開放しており、熊本地震では避難所として機能するなど、施設が有する機能を、地域に開放・提供する取り組みを積極的に行っています。園で栽培した農作物を近隣の住宅へ持って行ったり、職員が地域における区長や班長等の役割を担うなどの活動をしています。敷地内外に法人が運営する社会福祉施設があり、法人内交換研修会を行うことで社会福祉事業の育成に施設機能を還元しています。
- ・ **子どもが意見等を述べやすい体制が確保されています。**
苦情解決（要望解決）の体制が整備されており、施設を利用開始する際の「ひろやすあ いじえんのごあんない」でも説明しています。各ホームにも「要望解決の流れ」を掲示し、匿名で実施することで子どもや保護者等から苦情が申し出やすいよう工夫しています。苦情内容については、受付と解決を図った記録も適切に保管されており、苦情内容に関する検討内容や対応策は可能な限り子どもや保護者等にフィードバックしています。苦情内容及び解決結果等は、苦情を申し出た子どもや保護者等に配慮したうえで公表しており、苦情相談内容にもとづき、養育・支援の質の向上に関わる取り組みが行われています。また、子どもが相談したり意見を述べたりする際は、相談したい内容により、複数の職員（児童指導員、保育士、家庭支援専門相談員、看護師、心理療法士等）に相談できる旨を最初にわかりやすい資料を使って説明しています。要望意見箱も写真を使ってどういつとところにおいてあるか丁寧に説明しています。相談をする際には秘匿性が保てるような他の人にわからないスペースでも相談できるよう配慮しています。

・居室等施設全体がきれいに整美されており、家庭的な雰囲気を大切にしていることが窺い知れます。

見学した小舎では、庭はきれいに清掃されており、室内も明るく温かみのある環境に配慮されていました。食堂やリビングだけでなく、共有スペースも清潔に保たれており、家庭的な雰囲気が感じられました。小舎で暮らす職員と子ども全員が撮影された写真が飾っており、部屋の装飾も一般的な家庭でよく見られるような様子で安心して過ごせていることが窺い知ることができました。冷暖房も完備されており、汚れていたり壊れていたり等の破損箇所は必要な修繕を迅速に行っているという話も伺い実際に整理整頓が行われ居室等施設全体が整美されていました。

改善が求められる点

- ・ **総合的な人事管理を行うための仕組みの構築が望まれます。**
法人・施設の理念・基本方針にもとづいた「期待される職員像」は業務のしおりの基本理念（創立45周年記念誌「神の家族」）に明記されています。今後は人事考課基準の作成と定期的な人事考課面接を行い、職員の専門性や職務遂行能力、職務に関する成果や貢献度を把握・評価・分析し改善策を検討・実施していくことで、職員が、自ら将来の姿を描くことができるような総合的な仕組みの構築が望まれます。
- ・ **事故防止となるヒヤリハット集の作成が望まれます。**
子どもの安心と安全を脅かす事例の収集に関しては積極的には取り組んではないため、今後は事故報告書からの改善策だけでなく、事故予防となるヒヤリハット集を作成することでより安全・安心な養育・支援が実施されることを期待します。
- ・ **被措置児童等虐待の届出・通告に対する対応の整備が必要です。**
苦情解決第三者制度や要望箱の仕組みは整備されており、その仕組みが適切に機能していることで、被措置児童等虐待の届出・通告制度に対しての認識が重なってしまっており、被措置児童等虐待の届出・通告制度について、対応マニュアルは整備されていません。前回の評価でも改善点とあげられておりますので、苦情解決第三者制度や要望箱とは違う制度であることを理解し、対応マニュアルの早期策定が求められます。

第三者評価結果に対する施設のコメント

評価が高い点、改善が求められる点、ご指摘いただきました。評価が高い点についてはこのまま更に伸ばしていく努力をしていきます。改善が求められる点については早急にその問題を洗い出し、必要なマニュアル整備に努めて参ります。日頃自分たちでは気づくことのできないことをご指摘いただき心より感謝申し上げます。

第三者評価結果（児童養護施設）

共通評価基準（45項目） 養育・支援の基本方針と組織

1 理念・基本方針

(1) 理念、基本方針が確立・周知されている。	第三者 評価結果
1 理念、基本方針が明文化され周知が図られている。	a
<p>理念、基本方針は事業計画書やパンフレット、ホームページ等に記載されており、法人・施設が実施する養育・支援の内容や当園の特徴であるホーム（小舎）制を掲げ、法人・施設の使命や目指す方向、考え方を読み取ることができます。基本方針は、法人の理念と整合しており、施設運営、児童支援、職員育成に分け策定され、職員の行動規範となるよう具体的な内容になっています。理念や基本方針は入職時研修や職員全体会議で職員への周知を図るとともに冊子を配布し共有化に努め、保護者や子どもたちにはパンフレット等で周知を図っています。</p>	

2 経営状況の把握

(1) 経営環境の変化等に適切に対応している。	第三者 評価結果
2 施設経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。	a
<p>熊本県養護協議会に加盟しており、定期的にメールや冊子等で社会福祉事業全体の動向について把握し分析した結果を基に事業計画に反映しています。また、施設長会にも定期的に参加しており、全国児童養護施設協議会等への加盟により熊本県だけでなく全国的な児童福祉施設の現状や課題も把握しています。地域の要保護児童対策協議会に参加することで法人・施設が位置する地域での特徴・変化等の経営環境や課題を把握するとともに、益城町のホームページや冊子、配布物等でも情報を収集しています。</p>	
3 経営課題を明確にし、具体的な取組を進めている。	a
<p>事業報告（自立支援）において、日常生活、児童会・高校生会の実施、学習支援、情操教育支援、交通安全教室の実施、避難訓練等安全管理、性教育、情報教育、地域行事・招待行事への参加、高校生自立支援、アルバイトについて、携帯電話について、それぞれ報告されており養育・支援の内容について具体的な課題や問題点を明らかにしています。事業報告書には組織体制や設備の整備、職員体制、職員研修状況の他、資金収支計算書等の財務状況等の現状分析を行い、具体的な課題や問題点を明らかにして次年度の事業計画書へとつなげています。経営状況や改善すべき課題については理事会において理事・監事等の間で共有されており、職員に対しては年度会議や月会議の際に周知しています。</p>	

3 事業計画の策定

(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。	第三者 評価結果
4 中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。	b
<p>各年度の事業報告書・事業計画書において、理念や基本方針の実現に向け、経営課題や問題点の解決・改善に向けた具体的な取り組みを行っていることは窺い知ることができます。事業報告書・事業計画書・理事会議事録等が施設の3～5年後に向けた中・長期計画（事業計画・収支計画）を補う役割を果たしている部分はあります。</p>	
5 中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。	b
<p>中・長期計画を補う役割をする部分も明記してある単年度の事業計画であり、事業内容が具体的に示されています。具体的な目標や手法を記載しており実行可能な内容となっており、評価も事業報告書で詳細に明記しています。</p>	

(2) 事業計画が適切に策定されている。

6 事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。

a

事業計画書は1 基本理念 2 基本方針 3 重点目標 4 児童・職員 5 自立支援計画 6 家庭支援・アフターケア計画 7 心理支援計画 8 安全管理体制 9 給食・保健衛生管理体制 10 職員連携体制 11 関係機関との連携 12 施設情報開示について 13 地域小規模児童養護施設について、職員等の参画や意見の集約を行い策定されています。事業報告書も評価の結果にもとづいて詳細にされており次年度の事業計画書に反映しており職員にも会議等で周知されています。単年度の事業計画書・報告書として細部にわたり明記されており単年度の計画にとどまらず、中・長期計画を補う高い取り組みであると思われます。

7 事業計画は、子どもや保護者等に周知され、理解を促している。

a

利用開始時に事業計画の主な内容をわかりやすくイラスト付きで記載してある「ひろやすあいじえんのごあんない」を用いて子どもに説明を行っています。また、年3回の児童会や代表者会議で行事等の話を伝えています。可能な保護者には利用開始時にリーフレットを用いて、法人の理念や考え方、児童福祉施設や子どもの生活、年間行事等の説明を行っており、年間行事計画等必要とされる場合には配布しています。

4 養育・支援の質の向上への組織的・計画的な取組

(1) 質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。

第三者
評価結果

8 養育・支援の質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。

b

本年度より各委員会を設置して組織的にPDCAサイクルにもとづく養育・支援の質の向上に関する取り組みを実施する仕組みを構築したところであり、試行錯誤しながら評価はこれから行っていくとことです。第三者評価は2回目の受審であるが、定められた評価基準もこれから作成していきます。

9 評価結果にもとづき施設として取り組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。

b

組織として評価結果を分析した結果やそれにもとづく課題については、事業報告書に明記し職員で共有しています。明確になった課題について、職員参画のもとで改善策や事業計画を策定しており、改善の取り組みを計画的に行っています。今後は個人の自己評価を行うために定められた評価基準の作成と自己評価を行い、その評価結果を見直し改善していく仕組みの構築が必要です。

施設の運営管理

1 施設長の責任とリーダーシップ

(1) 施設長の責任が明確にされている。	第三者 評価結果
10 施設長は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を図っている。	a
施設長は、自らの施設の経営・管理に関する方針と取り組みを明確に示しており、職務分担表や防災対策要綱等において自らの役割と責任について明記しています。年度会議や月1~2回の職員会議・研修等において自らの役割と責任を含む職務を職員に表明しており周知を図っています。有事（災害、事故等）における施設長の役割と責任について、自衛消防責任組織図（昼間・夜間）や避難・誘導表に班長や責任者を設けることで不在時の権限を明確にしています。また平常時においても施設長不在時の代行者について文書化しており明確にしています。	
11 遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。	a
施設長は、遵守すべき法令等を理解して利害関係者との適切な関係を保持しており、法令遵守の観点で経営に関する研修や勉強会に参加しています。業務のしおりにおいて、各場面や事故への対応とともに、セクシャルハラスメントやパワーハラスメントの防止規程も定め、遵守する法令等を把握して取り組んでいます。職員に対しても業務のしおりに基本理念（創立45周年記念誌より）において期待される人間像等を明記して会議等でも周知を図っています。子どもたちが取り組んでいる生活月間目標や生活の約束等でも、園全体で法令遵守の観点を培っていかうとしていることが窺えます。	
(2) 施設長のリーダーシップが発揮されている。	
12 養育・支援の質の向上に意欲をもちその取組に指導力を発揮している。	a
事業計画書や事業報告書、業務のしおり等により、施設長が、養育・支援の質の現状について定期的、継続的に評価・分析を行っており、課題を把握し、改善のための具体的な取り組みを明示しています。本年度より各委員会を設置しており具体的な体制を構築しています。職員の教育・研修については 園内研修、園外研修の他、法人内交換研修が1週間行われ、また、大学教授に毎年一回講師に来ていただいています。施設長自らも職員の規範となるように、合同キャンプスタッフ会議や全国児童養護施設長研究協議会やケアワーカー部会役員会・代表者会等へ参加し、自己研鑽に励み、専門性の向上に努めています。	
13 経営の改善や業務の実行性を高める取組に指導力を発揮している。	b
施設長は経営の改善や業務の実効性に向け労務、財務等を踏まえ分析を行っており、人員配置、職員の働きやすい環境整備等にも取り組まれています。経営の改善や業務の実効性の向上に向けて、各委員会を設置しています。今後は人事面において、職員一人ひとりと話し合う機会を設け、人事考課面接を行うことで、更なる経営の改善や業務の実効性を高める取り組みとなると思われます。	

2 福祉人材の確保・育成

(1) 福祉人材の確保・育成計画、人事管理の体制が整備されている。	第三者 評価結果
14 必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的な計画が確立し、取組が実施されている。	a
事業計画書及び業務のしおりに求める職員像や人事体制に関する基本的な考え方、福祉人材の確保と育成に関する方針が打ち出されており確立しています。養育・支援に関わる有資格職員の配置等を行い職員育成として専門性の向上と福祉サービスの向上と分け明記されています。全職員が研修に参加できるよう研修計画を作成しており、計画にもとづいた福祉人材の確保や育成が実施されています。採用活動については、ハローワーク、福祉人材センターの福祉の仕事、大学、短期大学、専門学校等に発信するだけでなく、実習生の確保や退職者への声かけ等を行うことで効果的な福祉人材確保を実施しています。人員体制としては基幹的職員、家庭支援専門相談員、心理療法担当職員、里親支援専門相談員等の専門職員の機能を活かし各種加算職員の配置に積極的に取り組まれています。	

	15 総合的な人事管理が行われている。	b
<p>法人・施設の理念・基本方針にもとづいた「期待される職員像」は業務のしおりの基本理念（創立45周年記念誌「神の家族」）に明記されています。今後は人事考課基準の作成と定期的な人事考課面接を行い、職員の専門性や職務遂行能力、職務に関する成果や貢献度を把握・評価・分析し改善策を検討・実施していくことで、職員が、自ら将来の姿を描くことができるような総合的な仕組みの構築が望まれます。</p>		
(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。		
	16 職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取り組んでいる。	b
<p>職務分担表により労務管理に関する責任体制を明確にしています。主に担当が勤務態勢を把握しており、施設の方針として「夜を手厚く」との考えから配置を工夫しています。職員の有給休暇の取得状況や時間外労働の確認については定期的に行っており、職員の就業状況を把握しています。職員の心身の健康と安全の確保のために宿直職員は年2回、日勤職員は年1回健康診断を行っています。園の負担でソウエルクラブにも加入しており総合的な福利厚生を実施しています。また、職員旅行のための公休2日間があり、駐車場は無料、宿舎も男子4室女子4室月6500円で利用できるように整備しています。育休後の勤務についても柔軟に対応できるよう気をかけできるだけ長く続けられるよう配慮しています。今後は定期的に職員との個別面談の機会を設けて職員の意向の把握を行うことが望まれます。</p>		
(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。		
	17 職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。	b
<p>上記したように施設として「期待する職員像」は事業計画書に明確に記されています。職員育成のための専門性の向上においても、職員一人ひとりが専門知識や技術等を習得するため、研修計画を作成しています。今後は職員一人ひとりの目標を設定するための目標項目、目標水準、目標期限を明確にして、個人面接に基づいて達成度を確認していく仕組みの構築が期待されます。</p>		
	18 職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。	a
<p>施設が目指す養育・支援を実施するために「期待する職員像」を明示しています。現在実施している養育・支援の内容や目標を踏まえて事業計画書や業務のしおりに専門性の向上や福祉サービスの向上を掲げています。また、研修計画を作成し全職員が参加できるように取り組んでおり、定期的に計画の評価と見直しを行っています。</p>		
	19 職員一人ひとりの教育・研修の機会が確保されている。	a
<p>研修会参加後は研修報告で個別の職員の知識、技術水準、専門資格の取得状況を把握し、毎月の職員会議で他職員へ報告することで共有に繋げています。新任職員だけでなく、経験や習熟度に配慮しており、階層別研修、職種別研修、テーマ別研修等の機会を確保し、職員の職務や必要とする知識・技術水準に応じた教育・研修を実施しています。特徴的な取り組みとしては、法人内交換研修があり法人として職員育成に取り組んでいます。また、様々なOJTやOFJTに取り組まれており、年に一度大学教授に来ていただいて講話をしていただくなど多岐にわたった教育・研修の機会が確保されています。</p>		
(4) 実習生等の養育・支援に関わる専門職の研修・育成が適切に行われている。		
	20 実習生等の養育・支援に関わる専門職の教育・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている。	a
<p>実習生等の養育・支援に係わる専門職の教育・育成に関する基本姿勢等については、「実習のしおり」を作成しており明記されています。「実習のしおり」ではテーマの選定や子ども達の生活等実習における心構えや時間、準備物等詳細に記載しており、担当を明確にして専門職種の特性に配慮したプログラムを用意しています。学校側と連携して養育・支援に係わる専門職の教育・育成について体制を整備し取り組んでいます。</p>		

3 運営の透明性の確保

(1) 運営の透明性を確保するための取組が行われている。	第三者 評価結果
21 運営の透明性を確保するための情報公開が行われている。	a
法人や県のホームページに法人・施設の理念や基本方針、養育・支援の内容や予算、決算情報が適切に公開され閲覧できます。施設における地域の福祉向上の取り組みの実施状況や第三者評価の受審内容についても公表しています。施設の存在意義や役割については、今回の熊本地震で避難所として開放したことにより改めて考えることができたとの話が伺えました。	
22 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。	b
職務分担表により、施設における事務、経理、取引等に関するルール、権限・責任が明確にされ、職員にも周知しており、内部監査も定期的を実施しています。今後は外部の専門家等によるチェックを実施することでさらに公正かつ透明性の高い適正な経営・運営となっていくと思われれます。	

4 地域との交流、地域貢献

(1) 地域との関係が適切に確保されている。	第三者 評価結果
23 子どもと地域との交流を広げるための取組を行っている。	a
事業計画書に地域との関わり方についての基本的な考え方を文書化して明示してあります。小峯地区の夏祭りに参加したり、施設で行われる紅葉祭りに地域の方々を招待したりしています。その際子どもの個別の状況に配慮しつつ行事や活動に参加しており、必要であれば職員が支援を行う体制が整っています。子どもの買い物や通院等日常的な活動についても、定型的でなく個々の子どものニーズに応じて地域における社会資源を利用するよう推奨しています。	
24 ボランティア等の受入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。	b
ボランティア受け入れに関する基本姿勢はボランティア申込書の中に記載して明文化しています。学習ボランティアを定期的に受け入れる体制を整えており、また学校と定期的に懇談会を行い連携を密に図っています。様々なボランティアの方々（敬称略・ロータリークラブやライオンズクラブ、熊本ヴォルターズ、明治安田生命、九州労働金庫、小峯地区子ども会、健軍教会、井関農機、本庄内科医院、熊本BBS会、ホテルキャッスル、温泉「ぶぶたん」、熊本ふとん専門店会等）との連携を図り、子ども達の経験や情操を培っており、ボランティアや地域と連携した質の高い取り組みです。今現在、ボランティア申込書に説明等記載されていますが、ボランティア受け入れについてのマニュアルとまではなっていませんので、今後、マニュアルの整備が望まれます。	
(2) 関係機関との連携が確保されている。	
25 施設として必要な関係機関・団体等の機能や連絡方法を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている。	b
児童相談所（熊本市、八代市、中央）や熊本県子ども家庭福祉課、益城町教育委員会、益城町社会福祉協議会、熊本市子ども支援課等との連携を図り、定期的な連絡会、懇談会を開催しています。また、家庭支援専門相談員を中心に児童相談所と連携して里親への委託の推進や新規の里親開拓のための業務推進が事業計画書に掲げられ子どもの状況に配慮して行っています。今後は、個々の子どもの状況に対応できる機能や連絡方法を明示したリストや資料、手法やプロセス等の作成が望まれます。	
(3) 地域の福祉向上のための取組を行っている。	
26 施設が有する機能を地域に還元している。	a
紅葉祭りを開催して地域住民との交流を意図した取り組みを行っています。前述しているように、施設内の体育館、グラウンドを地域の活動に開放しており、熊本地震では避難所として機能するなど、施設が有する機能を、地域に開放・提供する取り組みを積極的に行っています。園で栽培した農作物を近隣の住宅へ持って行ったり、職員が地域における区長や班長等の役割を担うなどの活動をしています。敷地内外に法人が運営する社会福祉施設があり、法人内交換研修会を行うことで社会福祉事業の育成に施設機能を還元しています。	

27 地域の福祉ニーズにもとづく公益的な事業・活動が行われている。	a
上記したように熊本地震や台風の時に体育館やグラウンドを避難所として開放しており、地域の福祉ニーズにとどまらず、施設の機能を地域に還元しています。また、里親の支援や育成の為に施設実習地活動を行っており法で定められた社会福祉事業にとどまらない地域貢献に係わる活動をしています。その他にもショートステイやトワイライト等いつでも利用できるようにしています。把握した福祉ニーズに基づいた具体的な事業・活動を事業計画書で計画し実施しています。また、生計困難者に対する相談支援事業も行っています。	

適切な養育・支援の実施

1 子ども本位の養育・支援

(1) 子どもを尊重する姿勢が明示されている。	第三者 評価結果
28 子どもを尊重した養育・支援の実施について共通の理解をもつための取組を行っている。	a
基本理念(神の家族より)や基本方針に児童の基本的な人権の尊重を明示しており、職員は理解して実践しています。子どもを尊重した養育・支援の実施に関する「倫理綱領」も策定しており、各種記録記入についての注意事項等にも基本姿勢が反映され、個々の養育・支援の標準的な実施方法等につながっています。権利擁護の研修や法人内研修を年1回行っており、ケース会等で子ども達の状況を全体周知し、支援方法を統一しています。	
29 子どものプライバシー保護等の権利擁護に配慮した養育・支援の実施が行われている。	b
子どものプライバシー保護については「倫理綱領」を策定しており、各種記録記入の注意事項、児童指導員業務補足説明、保育士業務補足説明、家庭支援専門員の役割と業務について等にも明記し職員の理解が図られています。児童憲章、倫理綱領、事業計画書に虐待等不適切行為・処遇の絶無と児童虐待防止法の遵守を図ると明記はされていますが、規程やマニュアル等が無い場合、今後は子どもの虐待防止等の具体的な規程等(虐待発見時の対応など)の整備が必要です。子どものプライバシー保護や虐待防止に関する知識等については研修に行った職員が職員会議等で研修報告を行い共通理解しています。	
(2) 養育・支援の実施に関する説明と同意(自己決定)が適切に行われている。	
30 子どもや保護者等に対して養育・支援の利用に必要な情報を積極的に提供している。	a
リーフレットを作成し理念や養育・支援の内容や施設の設備や活動を説明しています。また、子どもにわかりやすいように「ひろやすあいじえんのごあんない」を作成しイラストや写真を用い、すべてにふりがなをふって説明しています。入所児童に対しては入所時にウェルカムブックを用意するなど子どもの不安に配慮しています。また、広安愛児園生活の約束や高校生会等でも生活や過ごし方について詳細に記載されています。	
31 養育・支援の開始・過程において子どもや保護者等にわかりやすく説明している。	b
養育・支援の開始については児童相談所からの説明を受け、園では上記リーフレットや「ひろやすあいじえんのごあんない」を用いて説明を行っており、子どもや保護者等がわかりやすいように工夫しています。養育・支援の過程においては保護者との情報共有に努めていますが、その内容を書面で残してはみませんので、今後は説明を受けたことへの同意書の作成が望まれます。	
32 措置変更や地域・家庭への移行等にあたり養育・支援の継続性に配慮した対応を行っている。	b
養育・支援の内容の変更は年2回(場合によっては随時)自立支援計画表・実施報告書の見直しを行っており、子ども本人、地域、総合・家庭復帰支援についての支援上の課題、支援目標、支援内容・方法、評価を行い、短期目標、長期目標を定め支援方針を決めています。内容の変更にあたっては従前の内容から著しい変更や子どもに不利益が生じないように配慮しています。他の施設への移行にあたっては養育・支援の継続性に配慮した手順と引き継ぎ文書は定められていないが、家庭への移行については児童相談所にある児童票に記入して継続性に配慮しています。毎年定められた日に「卒園生の会」を開催して子どもや保護者等が施設に相談しやすい取り組みとなっています。今後は退園時に再びリーフレットを渡す等、口頭だけでなく文書で継続した支援を示す体制があることを伝えることも望まれます。	

(3) 子どもの満足の向上に努めている。	第三者 評価結果
33 子どもの満足の向上を目的とする仕組みを整備し、取組を行っている。	a
<p>職員も出席する子ども会を年3回(学期終了時)に開催しており、月1回代表者会議を行うことで、改善してほしいことを発言する機会を設けています。また、個々の子どもへのセラピーや聞き取り、食のアンケートなどが子どもの満足を把握する目的で定期的に行われています。要望意見箱は匿名で利用できるようになっており、様々な意見や要望が実際に記入され、改善できる点は改善しています。職員の方から子どもの満足を把握する方法として大切にしていることは、日常の中やお風呂に入っている時間に一人ひとりと個別に話すことだと伺うことができました。中高生とは小さい子が寝た後に意見や要望を聞く機会を設けています。</p>	
(4) 子どもが意見等を述べやすい体制が確保されている。	
34 苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。	a
<p>苦情解決(要望解決)の体制が整備されており、施設を利用開始する際の「ひろやすあいじえんのごあんない」でも説明しています。各ホームにも「要望解決の流れ」を掲示し、匿名で実施することで子どもや保護者等から苦情が申し出やすいよう工夫しています。苦情内容については、受付と解決を図った記録も適切に保管されており、苦情内容に関する検討内容や対応策は可能な限り子どもや保護者等にフィードバックしています。苦情内容及び解決結果等は、苦情を申し出た子どもや保護者等に配慮したうえで公表しており、苦情相談内容にもとづき、養育・支援の質の向上に関わる取り組みが行われています。</p>	
35 子どもが相談や意見を述べやすい環境を整備し、子ども等に周知している。	a
<p>子どもが相談したり意見を述べたりする際は、相談したい内容により、複数の職員(児童指導員、保育士、家庭支援専門相談員、看護師、心理療法士等)に相談できる旨を最初にわかりやすい資料を使って説明しています。要望意見箱も写真を使ってどういうところにおいてあるか丁寧に説明しています。相談をする際には秘匿性が保てるような他の人にわからないスペースでも相談できるよう配慮しています。</p>	
36 子どもからの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。	a
<p>相談や意見を受けた際の記録の方法や報告の手順、対応策の検討等については、福祉サービス要望解決第三者委員設置要綱を整備しており、要望解決の流れを作成し、各ホームに掲示しています。前述したように職員は日々の養育・支援の実施においても、子どもが相談しやすく意見を述べやすいように配慮し、適切な相談対応と意見の傾聴に努めています。把握した相談や意見について、組織的かつ迅速に対応し、苦情や意見等にもとづき、養育・支援の質の向上に取り組んでいます。</p>	
(5) 安心・安全な養育・支援の実施のための組織的な取組が行われている。	第三者 評価結果
37 安心・安全な養育・支援の実施を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。	b
<p>リスクマネジメントに関する責任者は職務分担表にて明確にしています。危機管理対応表を作成し突発的事態として意識不明時の対応等、ケースや場面ごとに作成しています。また、児童指導員役割分担、保育士業務役割分担、年間行事等担当者一覧、火元責任者正・副一覧等を作成し、それぞれの責任を明確にしています。各ホームごとに避難訓練を行い、本園と小規模養護施設で避難訓練の流れを作成しており、自衛消防責任組織図(昼間・夜間)、避難・誘導表等、状況に応じたマニュアルを整備しています。指導員チーム内で事故担当者を定め、園内の施設、設備、遊具等の消耗、破損状態や危険箇所を把握しています。「遊具の安全点検及び発見されたハザード(危険・障害物)に対する適切な措置等の対応について」を作成し、毎月園内の点検を行い、事故防止のための取り組みを行っています。水難事故防止のための講習を子どもと職員が合同で行っており、AEDも設置して緊急時に備えています。自転車で通学する児童も多いため、夏休みに交通安全教室を実施し、御船警察署から自転車の乗り方と交通法規について講演していただくなど交通事故防止に努めています。しかし、子どもの安心と安全を脅かす事例の収集に関しては積極的に取り組んでいないため、今後は事故報告書からの改善策だけでなく、事故予防となるヒヤリハット集を作成することでより安全・安心な養育・支援が実施されることを期待します。</p>	

	38 感染症の予防や発生時における子どもの安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。	a
<p>管理栄養士と看護師が担当となり、「小舎制と食生活」「調理室と小舎の連携システム」「衛生管理と食中毒対策」「衛生面での対策」等、感染症対策は場所・場面により対応できるよう詳細に作成されています。定期的に感染症の予防や安全確保に関する勉強会等を職員会議の中で行っており、健康及び保健衛生に関する研修会企画立案担当者として看護師の役割も明記しています。ホームにて統一した汚物処理のフローチャートを保管して感染症の予防策を適切に講じるとともに感染症が発生した場合には適切に対応できる体制を整えています。</p>		
	39 災害時における子どもの安全確保のための取組を組織的にしている。	a
<p>「広安愛児園防災要綱」を策定して災害時の対応体制が定められています。避難訓練においても「避難訓練の流れ」を園・ホームごとに作成しており具体的な対応が明記されています。避難訓練計画では場所・場面・時期に応じて対応できるよう設定しています。また、自衛消防責任組織図（昼間・夜間）、避難・誘導表、園内建設物及び火元責任者正・副一覧等で責任と役割を明確にしています。食料や備品類等の備蓄リストは管理栄養士が作成して賞味期限等の管理を担当しています。</p>		

2 養育・支援の質の確保

(1)	養育・支援の標準的な実施方法が確立している。	第三者 評価結果
	40 養育・支援について標準的な実施方法が文書化され養育・支援が実施されている。	a
<p>業務のしおりに児童指導員・保育士の主な動きと業務補足説明、役割分担一覧を明記しており、家庭支援専門員や栄養士、心理療法士の役割や各ホームの設置運営要綱等、標準的な実施方法が適切に文書化されています。子どもの尊重、プライバシーの保護や権利養護に関わる姿勢については、業務のしおり冒頭に児童憲章を掲げるとともに基本理念（創立45周年記念誌「神の家族」より）に期待される人間像等を明示しています。</p>		
	41 標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。	b
<p>養育・支援の標準的な実施方法は明確にされており、自立支援計画は定期的に見直しを行っています。しかし、養育に関しての定期的な検証・見直しはされておらず、仕組みも構築できていませんので、今後は養育・支援の標準的な実施方法の検証・見直しに関する時期やその方法を定め、定期的を実施するとともに、職員や子ども等からの意見や提案が反映されるような仕組みを整備していくことが望まれます。</p>		
(2)	適切なアセスメントにより自立支援計画が策定されている。	
	42 アセスメントにもとづく個別的な自立支援計画を適切に策定している。	a
<p>入所時に児童相談所から「児童相談所援助指針票」を受け取り個々の様子を経過を記録して見直しを行っています。心理療法士や管理栄養士等、部門を横断したさまざまな職種の関係職員がアセスメント等に関わっており、自立支援計画を策定しています。子どもの意向把握と同意を含んだ手順として、児童とは年1回以上の面談を行い、自立支援計画に子ども一人ひとりの具体的なニーズが反映されるようにしています。自立支援計画に沿った養育・支援が行われていることを確認する仕組みとして自立支援6ヶ月まとめを定期的に行い（随時追記や変更有）実施しています。</p>		
	43 定期的に自立支援計画の評価・見直しを行っている。	a
<p>上記したように自立支援計画は定期的に見直しを行っており、関係職員の参加等、組織的な仕組みを定めて実施しています。全職員に周知できるように定期的にモニタリングを行っており、ケース会議等においても全体に周知しています。定期的に見直しを行う時期を定めていますが、随時においても変更する場合の仕組みとしては、関係機関・関係職員との連携を図り、経過記録を反映させて評価・見直しを行っています。</p>		

(3) 養育・支援の実施の記録が適切に行われている。		
	44 子どもに関する養育・支援の実施状況の記録が適切に行われ、職員間で共有化している。	a
施設が定めた統一した様式によって子どもの身体状況や生活状況等を把握して記録しています。記録する職員で記録内容や書き方に差異が生じないように、「各種記録記入についての注意事項」を定めており毎月施設長が記録確認を行っています。自立支援施設・経過記録等、各種ケア記録は担当者間で共有されており、記録ファイルの回覧等を実施して、施設内で情報を共有する仕組みを整備しています。		
	45 子どもに関する記録の管理体制が確立している。	b
特定個人情報保護規程を策定しており、子どもの記録の保管、保存、情報の提供に関する規程を定めています。職務分担表により各記録の責任者を明確にしており、ケース記録等は子どもの目の届かない場所で管理されています。しかし、職員の個人情報保護規程等への理解や教育・研修については行われていないため、今後は定期的な研修により更なる理解と遵守が望まれます。また、記録に関しても破棄の方法や時期を明確にすることが求められます。		

内容評価基準 (41項目) A - 1 子ども本位の養育・支援

(1) 子どもの尊重と最善の利益の考慮		第三者 評価結果
	A1 社会的養護が子どもの最善の利益を目指して行われることを職員が共通して理解し、日々の養育・支援において実践している。	b
養育・支援の内容を振り返り検証する機会は設けられていますが、子どもの養育や支援に関して職員間において常に話し合える環境については定められていません。また、年に1回スーパービジョンを受けられる環境は整えていますが、職員が日々の子どもとのやりとりを振り返り、必要に応じてスーパービジョンを受けられる体制とはいえません。子どもの状況に応じて適切な対応ができるよう日々の会話を重視し、また、年齢が低い子どもは入浴時、中高生は小さい子どもたちが就寝した後にはゆっくり話ができるよう常に意識して心がけています。		
	A2 子どもの発達段階に応じて、子ども自身の出生や生い立ち、家族の状況について、子どもに適切に知らせている。	a
入所前に児童相談所で入所に対しての動機付けを行っており、その後わかりやすく理解できるように「ひろやすあいじえんのごあんない」を用いて園での生活や約束事を説明しています。入所理由は園での生活を始める上で重要なことと認識しており、子ども自身の出生や生い立ち、家族の状況については子ども一人ひとりの状況や発達段階に応じて職員間で協議しながら慎重かつ適切に伝えるよう努めています。職員間においてはケース会議等で子どもの状況を共有し把握しています。園生活での生い立ちが子どもたちにも伝わりやすいようアルバムを製作しています。		
(2) 権利についての説明		
	A3 子どもに対し、権利について正しく理解できるよう、わかりやすく説明している。	b
児童相談所から権利についての説明や利用開始時に権利ノートを配布する等、権利について正しく理解できるよう取り組んでいます。本年度、職員研修のテーマに権利について学ぶ機会を設けるよう予定していますが、職員間の定期的な学習機会とまではなっていません。今後は職員の権利についての学びの機会を定期的に設けるとともに、子どもたちにも子ども会やホームにおいて定期的に話し、理解する機会を得られるよう取り組んでいくことが望まれます。		

(3) 他者の尊重	
A4 様々な生活体験や多くの人たちとのふれあいを通して、他者への心づかいや他者の立場に配慮する心が育まれるよう支援している。	a
<p>基本的な信頼感を獲得するなど良好な人間関係を築くために、夏休みさよならパーティーや様々な行事だけでなく、日々の生活に子ども達に自ら決め実行できるよう役割を分担して行っています。子ども間でトラブルが生じた場合にも一人ひとりの人格を尊重し、基本的には子ども同士で関係修復をできるよう支援して、間に入る場合も双方の話をしっかり聞くよう配慮しています。3泊4日合同キャンプ(サバイバル)やワンダーフォーゲル2泊3日50kmなどを行うことで子どもが協働して行う場面を設け、助け合い、認め合い、協力し合い、感謝し合う態度を促進できるよう取り組まれています。他の子にペースを合わせることで年下の子ども等、弱い立場にある仲間に思いやりの心をもって接することができるようになる支援ともなっています。</p>	
(4) 被措置児童等虐待対応	
A5 いかなる場合においても体罰や子どもの人格を辱めるような行為を行わないよう徹底している。	c
<p>就業規則で服務心得、職務の職権乱用防止及び禁止行為として体罰等の禁止を明記しています。苦情解決制度や要望箱の仕組みを適切に取り組まれていることで対応できています。しかし、被措置児童等虐待防止ガイドラインに記載された被措置児童等に対する虐待への対応の流れを明示していないため不明確になっている点もあります。今後、被措置児童等虐待防止マニュアル等の策定が求められます。</p>	
A6 子どもに対する不適切なかかわりの防止と早期発見に取り組んでいる。	b
<p>就業規則に定められている他、セクシャルハラスメント防止規程、パワーハラスメント防止規程を策定し、苦情受け付け担当者、解決責任者をそれぞれ明確にしています。子ども達には利用開始時に不適切なかかわりに関わらず、相談したいことを、それぞれの場面において相談者がいることを説明しています。性教育委員会を立ち上げ、心理士と職員で子どもへの触れ方やプライベートゾーンを明示し具体的な例を示して職員に徹底しています。職員へのチェックリストや子どもへの心理教育を行っており、また、配置する際も職員が1人にならないよう配慮しています。今後は、上記同様、不適切なかかわりへの対応の流れを明確にしたマニュアルの策定が望まれます。</p>	
A7 被措置児童等虐待の届出・通告に対する対応を整備し、迅速かつ誠実に対応している。	c
<p>苦情解決第三者制度や要望箱の仕組みは整備されており、その仕組みが適切に機能していることで、被措置児童等虐待の届出・通告制度に対しての認識が重なってしまっており、被措置児童等虐待の届出・通告制度について、対応マニュアルは整備されていません。前回の評価でも改善点とあげられておりますので、苦情解決第三者制度や要望箱とは違う制度であることを理解し、対応マニュアルの早期策定が求められます。</p>	
(5) 思想や信教の自由の保障	
A8 子どもや保護者等の思想や信教の自由を保障している。	a
<p>キリスト教児童福祉会が運営している法人ですが、食事のお祈りや日曜日の教会礼拝等にも子どもの思想・信教の自由について最大限に配慮しており、選択の自由を保障しています。施設内での生活や約束事、決まり事についても思想・信教の自由に配慮していることが見受けられました。また、保護者等の思想・信教によって子どもの権利が損なわれたり、不利益があったりすることがないように配慮しています。</p>	

(6) こどもの意向や主体性への配慮

A9 こどものそれまでの生活とのつながりを重視し、そこから分離されることに伴う不安を理解し受けとめ、不安の解消を図っている。

a

前述したように「ひろやすあいじえんのごあんない」で持ち物の説明等を行っているが、その際もペットについての持ち込みはホーム職員や他児と話し合った上で可能になる場合があるなど、入所した時にできるだけ温かく迎えられるよう準備・配慮していることを窺い知ることができました。子どもが学校等へ登校、帰宅する際には、職員がホームにて「行ってらっしゃい」「ただいま」「お帰り」といって居心地良く過ごせるようにしているというお話し伺えた点は、子どもの被虐待体験だけでなく、分離体験に関して施設側や小舎担当が理解し配慮していることがわかりました。

A10 職員と子どもが共生の意識を持ち、子どもの意向を尊重しながら生活全般について共に考え、生活改善に向けて積極的に取り組んでいる。

a

小舎制を活かし生活改善に向けての取り組みを職員と子どもが話し合いの場を持ち、自然に意向を把握できるように取り組んでいます。生活日課や生活プログラムについてもホーム毎で話し合いを行い、広安愛児園生活目標「共に生きる」「役に立つ心豊かな人」を基本とした各ホームの月間目標、週間目標を立てて取り組んでいます。また、定期的に児童会やリーダー会を行うことで子どもが自分たちの生活における問題や課題について主体的に検討する機会を確保しています。

(7) 主体性、自律性を尊重した日常生活

A11 日々の暮らしや、余暇の過ごし方など健全な生活のあり方について、子ども自身が主体的に考え生活できるよう支援している。

a

地域で行われている夏祭りや廃品回収・どんどや等への参加を強制はせず自主的に参加できるように促しています。一人ひとりの子どもの趣味や興味、生活文化にあった生活になるように子どもの意見をできるだけ反映させ、子どもの健全な発達に考慮した上で、テレビ等の適切な使用の配慮がされています。在学中に取得が進められている各種資格（漢字検定、英語検定、調理検定他）にかかる費用は施設が負担しており、園外の学習塾や学習ボランティアを利用できるなど希望により主体的に考え生活できるよう支援しています。高校生以上には携帯電話の使用が認められ、また、アルバイトも社会自律訓練、卒園後の貯蓄を目的に推奨しています。

A12 こどもの発達段階に応じて、金銭の管理や使い方など経済観念が身につくよう支援している。

a

小遣いは月初めに年齢により金額が決められ支給されており、保管はホーム担当の職員が行っています。（高校生は基本的に個人で管理）上記したように社会的自律訓練、卒園後の貯蓄を目的に高校生以上はアルバイトを推奨しており、通帳により園で管理しています。休日にはホーム担当と一緒に買い物に行ったり、一人で買い物をさせるなど物の値段の相場や金銭感覚が身につくよう取り組むと共に、卒園生に在園時や卒園後に金銭で困ったことを話してもらおう等、小学校低学年から参加できる機会を設け金銭感覚が身につくよう取り組んでいます。自立支援委員会では自活への取り組みを行っており、調理実習や公共機関の使い方を卒園前に学べる機会を設けています。

(8) 継続性とアフターケア

A13 家庭復帰にあたって、子どもが家庭で安定した生活を送ることができるよう復帰後の支援を行っている。

a

家庭復帰にあたっては子どもが家庭で安定した生活を送ることができるよう、復帰が決まってから家庭への一時帰宅を徐々に増やす等に取り組まれています。児童相談所・家庭支援専門相談員・担任が連携を図りながら、復帰後半年前後まで子どもや家庭の状況を把握して支援しており、記録を整備しています。

	A14 できる限り公平な社会へのスタートが切れるように、措置継続や措置延長を積極的に利用して継続して支援している。	b
<p>今現在はいないが、以前に高校進学が困難な子どもや高校中退の子どもは就職するまで在園できるよう措置継続を行い、自立に向けた支援を行っています。措置延長の期間については、高校卒業後に就職できなかった子どもにも就労支援や就労生活を支援するなど、自立への道筋をつけていく取り組みを行っているとの話を伺いました。しかし、「園の方針としてはある」や「措置延長は行っていない」等、職員間での差異も見受けられましたので、全職員の仕組みへの理解が望めます。</p>		
	A15 子どもが安定した社会生活を送ることができるようリービングケアと退所後の支援に積極的に取り組んでいる。	a
<p>「いつでも遊びにおいで」と送り出すようにしており、毎年1回4月29日の創立記念日を卒園生の日として退所者と職員・入所している子どもとが交流する機会を設けています。子どもが必要としていることを知るために定期的に連絡をとり、退所後の生活に向けてリービングケアの支援を行い、担当者が支援していくことを伝えています。児童相談所・家庭支援専門相談員・担任が連携を図り、アフターケアを行っています。就職した会社の担当者や警察署等からのトラブル発生の連絡にも対応しており、アパートを借りる際の保証人になるなど子どもが安定した社会生活を送ることができるようリービングケアと退所後の支援に積極的に取り組んでいます。</p>		

A - 2 養育・支援の質の確保

(1) 養育・支援の基本		第三者 評価結果
	A16 子どもを理解し、子どもが表出する感情や言動をしっかり受け止めている。	b
<p>子どもの生育歴を知り、子どもの心に何が起こっていたのかを理解しようと努めており、喜怒哀楽等の感情表現や言動だけでなく様々な心情を理解しようと取り組まれています。また、職員会議、ケース会議、ホーム会議を通じて、できるだけ職員間でも共通理解できるようにしています。子どもの心情を把握するために、担当との話し合いだけでなく、必要に応じて心理士によるセラピーを1週間に1時間程度行えるようにしています。熊本地震後には、子どもたちが不安や恐怖に怯えたりしたため、心理士が面談を行い、地震が起きた時に落ち着ける呼吸法等を話すなどして、心理的不安の解消に取り組まれています。今後は子どもへのアンケートを定期的に行うことでより把握して行くことが望めます。</p>		
	A17 基本的欲求の充足が、子どもと共に日常生活を構築することを通してなされるよう養育・支援している。	a
<p>小舎制を活かし、ひとつの家であることを前提に子ども一人ひとりとの関わりを大切に遊びや会話の時間を設けています。幼児と一緒に寝たり、個別で出かける時間を作るなど基本的な信頼関係を構築するための体制や仕組みも整備されています。小舎は児童支援員・保育士が男女1名ずつ以上が担当しており、室内も実際の家のように感じられることができました。子どもたちの要望等を見ても、一般家庭でもあるであろう欲求が多くあったことは、園での生活を安心して過ごさせているからなのだと窺い知ることができました。</p>		
	A18 子どもを力を見て見守るという姿勢を大切に、子どもが自ら判断し行動することを保障している。	a
<p>部活動への入部など子どもの意欲を見守りながら、子どもたち自身の体験、経験を尊重できるよう体制を整え取り組んでいます。日々の生活から子どもの状況を常に把握しており、状況に応じて、見守り・働きかけ等を行っており、子どもを力を見て見守る姿勢を大切にしていることが見受けられました。</p>		
	A19 発達段階に応じた学びや遊びの場を保障している。	b
<p>2歳までは園内にある保育園にて年齢や発達状況に応じて保育が実施されています。3歳からは幼稚園に就園しており、就学前の園児に必要な学びや遊びを提供できる環境を整えています。一人ひとりの学びに対応できるよう公文学習を取り入れており、希望により学習塾への通塾や学習ボランティアを個別に活用できるなど、日常生活の中で、子どもたちの学びや遊びに関するニーズを把握して、必要性があれば可能な限りニーズに応えています。</p>		

	A20 秩序ある生活を通して、基本的な生活習慣を確立するとともに、社会常識及び社会規範、様々な生活技術が習得できるよう養育・支援している。	b
--	---	---

業務のしおりに、職員に対しての生活月間目標と聖書のメッセージを示し、子どもたちには広安愛児園生活目標「共に生きる」「役に立つ心豊かな人」として月間目標と週間目標をわかりやすく示しています。広安愛児園 生活の約束においても日々の生活の中で時間や清掃言葉遣いや身だしなみ等、細部にわたり丁寧に説明・促しを行っています。また、広安愛児園 高校生会においては、義務教育終了後の自分の意思で選択したことに対する意識付けによる自覚や、社会に出て行くために必要とされる自己管理等を示すことで、責任ある行動をとるよう（とろうと思うよう）支援しています。職員の振る舞いや態度が模範を示しているかとの着眼点に関しては、前述しているように「業務のしおり」には細部にわたり、場面の行動規範等記載されています。しかし、自己評価において「ホームによって差がある。」「職員間の価値観、判断基準などがもう少し統一される必要がある。」等、率直な現状への不安や不達成感をあげられていました。今後、業務のしおりの定期的な読み合わせや、行動規範等を客観的に理解・把握できるような課業一覧等を活用した考課基準の整備があればより一人ひとりの職員への理解へとつながっていくと思われま。

(2) 食生活

	A21 食事は、団らんの場でもあり、おいしく楽しみながら食事ができるように工夫している。	a
--	--	---

食事の時間、朝は6時半頃から、夕方は18時からと定めており、食事を通して生活のリズムを形成しています。年齢や個人差、部活動や塾で時間がずれてしまう場合にも各小舎にて配慮しており、「温かい食事は温かく、冷たいものは冷たく」を意識して適温提供しています。食事の時間は、入浴時と同様、職員とのコミュニケーションの場としてだけでなく、子ども同士の明るく楽しい雰囲気の良い場所として捉えており、施設外での食事や行事等では外部からお客様を招いて交流し食事を楽しむ多様な機会を得ています。現在の状況で適切に取り組まれています。しかし、「小舎ごとに来客を迎えて食事を行ってみたい」との更なる取り組みへの意欲をお聞きすることもできたことで、食事、ひいては温かい雰囲気の小舎を大切にしていることが窺い知ることができました。

	A22 子どもの嗜好や健康状態に配慮した食事を提供している。	a
--	--------------------------------	---

各ホームにおいて喫食状況を確認して管理栄養士に報告しており、子どもの発育に必要な栄養摂取量を満たした食事を提供しています。給食日誌は毎日記入して、毎月1回管理栄養士・調理師・園長が給食会議を行っています。子どもの年齢、障がいや疾病、食物アレルギーなど子どもの心身の状況、体調等の健康状態に応じ、各ホームでも配慮して食事を提供しています。

	A23 子どもの発達段階に応じて食習慣を身につけることができるよう食育を推進している。	a
--	---	---

食習慣の取得を、子どもたちが家庭的な雰囲気の中でできるように支援するとともに、最低限の食事のマナーは教えるようにしています。食育に関してもできること、わかることを少しずつ取り組み、栄養についての正しい知識も得られるよう支援しています。郷土料理や旬の食材を意識し、触れる機会を得て食文化を継承できるよう取り組んでおり、食の安全安心に配慮して、地産地消にも取り組まれています。高校三年生の自立トレーニングの中で一緒に買い物に出かけ材料の選び方等を知る機会を得ている他、お菓子作り等での材料の買い物については小・中学生と一緒に買い出しを行っています。衛生上、困難な場面もあるが、楽しい雰囲気づくりや基礎的な調理技術を習得できるように子どもと食事やおやつをつくる機会も可能な限り実施しています。

(3) 衣生活

	A24 衣類が十分に確保され、子どもが衣習慣を習得し、衣服を通じて適切に自己表現できるように支援している。	b
--	---	---

衣服や靴は清潔に保ち、身体や季節にあっているかを常に気にかけて、破れ等もいち早く気がつけるように心がけています。子ども一人ひとりの気持ちに配慮しており、「小さくなったから勝手に捨てるなどはしない。」や「小さくなった服等は数年おいてから再利用する」等、現場での子どもの心情にも配慮されていることを窺い知ることができました。子どもが自分の欲しい衣服を購入することができるよう被服費を年齢に合わせて設定しています。しかし、自己評価において、衣服管理の困難さや買い換えのタイミング等に個人差がでてしまう等の意見もありましたので、今後は買い換えや衣替えの時期の園内での統一や、被服費の妥当性を話し合う場面（全体・個人）を設けていくことが望まれます。

(4) 住生活		
	A25 居室等施設全体がきれいに整美されている。	a
見学した小舎では、庭はきれいに清掃されており、室内も明るく温かみのある環境に配慮されていました。食堂やリビングだけでなく、共有スペースも清潔に保たれており、家庭的な雰囲気が感じられました。小舎で暮らす職員と子ども全員が撮影された写真が飾っており、部屋の装飾も一般的な家庭でよく見られるような様子で安心して過ごしていることが窺い知ることができました。冷暖房も完備されており、汚れていたり壊れていたり等の破損箇所は必要な修繕を迅速に行っているという話も伺い実際に整理整頓が行われ居室等施設全体が整美されていました。		
	A26 子ども一人ひとりの居場所が確保され、安全、安心を感じる場所となるようにしている。	b
小舎制での養育を行い明るく温かい家庭的な雰囲気づくりに配慮しています。リビングは安心して過ごせる場所として配慮されていますが、居室は子ども個々のスペースは確保されているものの、通り抜け等に対しての子ども間でのトラブルや年齢に応じた個室への要望は今後とも継続して工夫が求められる点であると思われます。年少児の居室は、職員の目の届きやすいところにあり、就寝時は一緒に寝るなど、安全・安心に過ごせるよう配慮しています。		
(5) 健康と安全		
	A27 発達段階に応じ、身体の健康(清潔、病気、事故等)について自己管理ができるよう支援している。	a
子どもたちの睡眠・食事摂取等生活状況を職員が把握しており、手洗いやうがいの習慣が身につくように支援しています。衛生管理については、衛生管理マニュアルにより爪切り等身の回りのことや身だしなみ等、発達に応じて自ら行えるよう支援しており、散髪についても定期的に散髪ボランティアの方からの提供を受け衛生管理を適切に実施しています。警察署や民生委員の方々には年に1回夏休みに横断の仕方などの交通安全教室を開催していただいて子どもの交通事故を防止するための取り組みを行っています。		
	A28 医療機関と連携して一人ひとりの子どもに対する心身の健康を管理するとともに、必要がある場合は適切に対応している。	a
健康診断は園で年1回、学校で年1回行っており、子どもの平常の健康状態や発育・発達状態を把握し、定期的に子どもの健康管理に努めています。生活していく上で注意や配慮が必要な子どもに関しては医療機関と連携を図りながら、園内研修を行って対応しています。また、看護師により「保健便り」が毎月発行されるようになったことで、少しずつ知識を深める機会を増やしています。アレルギー等、事前に周知されている場合には児童相談所に依頼してかかりつけ医からの指示書をもらうようにしています。		
(6) 性に関する教育		
	A29 子どもの年齢・発達段階に応じて、他者の性を尊重する心を育てるよう、性についての正しい知識を得る機会を設けている。	b
臨床心理士との面談等により他者の性を尊重し、年齢相応で健全な他者とのつきあいができるよう配慮しており、子ども会等でも話す機会を設けるなどしています。性教育委員会を立ち上げ、少しずつ職員・子どもの年齢によりどう向き合っていくか等を検討しながら実施しています。今後は外部講師を招き職員への研修を実施する予定を組まれており、子ども・職員が性についての正しい知識を得る機会を増やしていく取り組みを行っています。		
(7) 自己領域の確保		
	A30 でき得る限り他児との共有の物をなくし、個人所有とするようにしている。	a
茶碗等個人の物に関しては持ち込みとなっており、共有のものもあるが基本的に個人のものが多く、子どもたちは自分の物を把握して使用しています。個人所有のものはできる限り子どもの好みを尊重しており、大切なものについては子どもの許可を得て職員が管理することで紛失防止に取り組んでいます。		

	A31 成長の記録(アルバム等)が整理され、成長の過程を振り返ることができるようにしている。	a
<p>子ども一人ひとりの成長の記録やアルバムがあり、小さい頃の話が出た時などには一緒に見て思い出を振り返ったりしています。小学生までは担当が管理していますが、中学生以上は個人で保管するようにしており、いつでも見られるよう配慮しています。ホーム内にはホーム全員で撮影した写真も飾られており、個人の成長とともにホームも日々成長していると感じることができました。</p>		
(8) 行動上の問題及び問題状況への対応		
	A32 子どもの暴力・不適応行動などの行動上の問題に対して、適切に対応している。	a
<p>子どもに行動上の問題があった場合には、クールダウンさせるために一人ひとりの特性に配慮して落ち着く場所で落ち着くまで一緒にいることで当該園児を落ち着かせ、周囲の子どもを安全を図るよう配慮しています。また、児童相談所との連携を密にするとともに、専門医療機関等とも連携を図り、事態改善の方策を探りながら支援しています。行動上の問題により暴力を受けた職員の無力感等についてはホーム職員内で慰め合うなど職員の心のケアに配慮しています。</p>		
	A33 施設内の子ども間の暴力、いじめ、差別などが生じないよう施設全体で取り組んでいる。	a
<p>日頃より、人権に対する子どもの意識を育むよう支援しています。また、定期的に関われる児童会においても暴力・いじめに関して議題にあげるなど取り組んでいます。問題の発生予防のためにもできるだけ職員2人で接するよう配置しており、勤務形態にも配慮しています。小舎内の構成は、子ども同士の関係性や年齢等に配慮しており、学校でのクラス分けに関しても同じクラスにならないよう配慮してもらうなど日頃からの関係性を大切にするよう支援しています。家庭的な雰囲気作りを特に大切にとの思いから小舎制に取り組まれていることから、人とのつながりやいじめや暴力に対する対応は施設全体で適切に対応できるよう体制を組んでいます。</p>		
	A34 虐待を受けた子ども等、保護者等からの強引な引取りの可能性がある場合、子どもの安全が確保されるよう努めている。	b
<p>警察との連携を図り、さすまた研修など不審者や強引な引き取りがあった場合に備えています。しかし、不審者や強引な引き取りに対するマニュアルは整備されておらず、場面ごとに役割や手順を明確にしたマニュアルを職員全員に周知していくことで判断の統一や他の子どもへの安全等が図られていくと思われます。</p>		
(9) 心理的ケア		
	A35 心理的ケアが必要な子どもに対して心理的な支援を行っている。	b
<p>職員は年に1回専門の大学教授から事例検討会等の研修を受けて心理的にケアが必要な子どもへの対応に関して学んでいます。また、臨床心理士が在駐しており、必要に応じて子どもと個別セラピーを設けるなど心理的な支援を行っています。しかし、全体の心理療法計画は策定されていますが、自立支援計画に基づいた心理支援プログラムは策定されておりませんので、今後は個別に心理的な支援を必要とする子どもの心理支援プログラムの策定が望まれます。</p>		
(10) 学習・進学支援、進路支援等		
	A36 学習環境の整備を行い、学力等に応じた学習支援を行っている。	a
<p>公文学習取り入れ個々の学力に応じた学習支援を行っており、学習習慣が身につくよう援助しています。また、希望により塾を利用したり、学習ボランティアを活用するなどの機会を提供しています。必要に応じて通級や特別支援学級を利用するなど個別的な学習支援ができるよう教育機関と連携を図り支援しています。資格取得についても(漢検・英検・調理検定等)かかる費用は園が負担する旨を入所開始時に説明しており学習支援に取り組んでいます。</p>		

	A37 「最善の利益」にかなった進路の自己決定ができるよう支援している。	b
<p>早い時期から塾の利用や学習ボランティアの活用により進学に向け取り組んでいます。奨学金等の制度については学習のしおりに記載されていますが、職員間に制度への理解の差があるようです。また、措置延長や資金面、精神的面等での援助など高校卒業後の支援も行っていますが、全職員が把握していないようです。今後は制度や行っている支援の職員への周知と理解を深めていく取り組みが期待されます。また、業務のしおりに記載されている「進路について」を当該園児担当が前年度に読み合わせをし既存する資料を活用するなど今回の受審を通じて検討する機会とすることを期待します。</p>		
	A38 職場実習や職場体験、アルバイト等の機会を通して、社会経験の拡大に取り組んでいる。	b
<p>社会自律訓練や卒園後の貯蓄を目的に高校生のアルバイトを推奨しており、金銭管理や生活スキル、メンタル面の支援など、子どもの自立支援に取り組まれています。職員の自己評価の中には「受け入れ事業所の開拓が不十分なので取り組んでいきたい。」や「費用の問題もあり資格取得を積極的に奨励できていない。」と余地はあるようです。今後、全体会議等で資格取得やアルバイト、職場体験・職場実習等に対する取り組み方や姿勢を明確にすることで子どもの社会自立支援の幅を広げる機会になると思われます。</p>		
(11) 施設と家族との信頼関係づくり		
	A39 施設は家族との信頼関係づくりに取り組み、家族からの相談に応じる体制を確立している。	a
<p>措置開始に際して施設の相談窓口や支援方針を家族に説明して家族との信頼関係を構築できるよう取り組んでいます。また、面会、外出、週末を利用した一時帰宅などを取り入れ子どもと家族の継続的な関係づくりに取り組んでいます。子どもに関係する学校、地域、施設等の行事予定や情報は必要に応じて家族に知らせ行事への参加や協力を得られるように支援しています。</p>		
(12) 親子関係の再構築支援		
	A40 親子関係の再構築等のために家族への支援に積極的に取り組んでいる。	b
<p>在園時は面会、外出、一時帰宅を行い、退所後は家庭訪問を行うことで親子関係再構築のための支援に取り組まれています。業務のしおりに「広安愛児園における家庭支援専門相談員の役割と業務について」を記載してありますが、職員の自己評価では児童相談所との連携の継続や再構築のための支援方針の実践等が難しい等、よりよい再構築への支援ができるのではないかと積極的な意見がありました。退所後の児童相談所との関係性の再検討及び、支援方針を策定したが実践が難しかった事例の洗い出しを行うことでよりよい支援となることを期待します。</p>		
(13) スーパービジョン体制		
	A41 スーパービジョンの体制を確立し、職員の専門性や施設の組織力の向上に取り組んでいる。	b
<p>年1回大学教授を迎えて事例検討会、研修会等、スーパービジョンを行っています。基幹的職員やスーパーバイザーではないが、相談できる存在はおり、職員が一人で問題を抱え込まないよう職員間で見守っています。今後はいつでも相談できるスーパーバイザーを配置し、組織として職員を支援していく体制を確立していくことが望まれます。</p>		